

## 第十七章 国有企業及び指定独占企業

### 第十七・一条 定義

この章の規定の適用上、

「アレンジメント」とは、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の枠組みの範囲内で作成された公的輸出信用アレンジメント又はOECDの枠組みの範囲内若しくは範囲外で作成されるかどうかにかかわらず、千九百七十九年一月一日において同アレンジメントの参加国であった少なくとも十二のWTOの原加盟国によって採択される同アレンジメントを継承する約束をいう。

「商業活動」とは、企業が営利を指向して行う活動であって（注1）、当該活動の結果として、物品の生産又はサービスの提供が行われ、当該物品又はサービスが、当該企業が決定する量及び価格で関連市場において消費者に販売されることとなるものをいう（注2）。

注1 企業が行う活動であって、非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて行われるものは、営利を指向して行う活動ではない。

注2 関連市場について一般に適用される措置は、締約国が価格、生産又は供給に関する企業による決定を行ったものと解してはならない。

「商業的考慮」とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送等の購入若しくは販売の条件又は関連する事業若しくは産業において私有企業が商業的な決定を行うに当たって通常考慮されるであろう他の要因についての考慮をいう。

「指定する」とは、独占企業を設立し、指定し、若しくは許可すること又は独占の範囲を拡大して追加の物品若しくはサービスを対象とすることをいう。

「指定独占企業」とは、この協定の効力発生の日の後に指定される私有の独占企業及び締約国が指定する又は指定した政府の独占企業をいう。

「政府の独占企業」とは、締約国が所有し、若しくは持分を通じて支配している独占企業又はそのような独占企業が所有し、若しくは持分を通じて支配している他の独占企業をいう。

「独立年金基金」とは、締約国が所有し、又は持分を通じて支配している次のいずれにも該当する企業をいう。

- (a) 専ら次のいずれかに該当する活動に従事する企業
  - (i) 年金、退職金、社会保障、障害給付、死亡給付若しくは被用者給付のための制度又はこれらのいずれ

れかを組み合わせさせた制度について、これらの制度の拠出者及びその受益者である自然人の利益のためにのみ運用し、又は提供する活動

(ii) これらの制度の資産を投資する活動

(b) (a)(i)に規定する自然人に対して受託者としての義務を負う企業

(c) 当該締約国の政府からの投資の指示（注）を受けない企業

注 (a)締約国の政府からの投資の指示には、リスク管理及び資産配分に関する一般的な指導であつて、通常の投資の慣行に反しないものを含まず、並びに(b)当該指示は、当該企業の取締役会又は投資委員会における政府職員の存在のみによって示されるものではない。

「市場」とは、物品又はサービスのための地理的及び商業的な市場をいう。

「独占企業」とは、締約国の領域内の関連市場において物品又はサービスの唯一の提供者又は購入者として指定される事業体（コンソーシアム又は政府機関を含む。）をいう。ただし、排他的な知的財産権の付与を受けたことのみを理由として当該付与を受けた事業体を含まない。

「非商業的な援助」（注）とは、国有企業に対する当該国有企業が政府によって所有され、又は支配され

ていることに基づく援助をいう。この場合において、

注 非商業的な援助には、次の取引を含まない。

- (a) 通常の事業慣行が企業グループ内の取引を含まない財務状況の報告を要求する場合には、国有企業を含む企業グループ内の取引（例えば、企業グループの親会社と子会社との間の取引又は企業グループの子会社間の取引）
  - (b) 国有企業間の取引であって、対等な取引における私有企業の通常の慣行に適合するもの
  - (c) 締約国が、年金、退職金、社会保障、障害給付、死亡給付若しくは被用者給付のための制度又はこれらのいずれかを組み合わせた制度の拠出者から収集された資金について、当該拠出者及びその受益者に代わって行われる投資のために独立年金基金に対して行う移転
- (a) 「援助」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 次のいずれかに該当するものを含む資金の直接的な移転又は資金若しくは債務の直接的な移転の可能性
    - (A) 贈与又は債務の免除
    - (B) 当該国有企業が商業的に利用することができる条件よりも有利な条件による貸付け、債務保証又

は他の種類の資金供給

(C) 民間投資家の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）に適合しない出資

(ii) 当該国有企業が商業的に利用することができる条件よりも有利な条件によって提供される一般的な社会資本以外の物品又はサービス

(b) 「国有企業が政府によって所有され、又は支配されていることに基づく」（注）とは、締約国又はその公的企業若しくは国有企業によって、次のいずれかが行われることをいう。

注 「国有企業が政府によって所有され、又は支配されていることに基づく」援助が提供されているかどうかを決定するに当たっては、締約国の領域内での経済活動の多様性の程度及び非商業的な援助の制度が運用されている期間の長さを考慮する。

(i) 援助を利用する機会が当該締約国の国有企業に明示的に限定されること。

(ii) 当該締約国の国有企業により支配的に利用される援助が提供されること。

(iii) 当該締約国の国有企業に対し、均衡を失した多額の援助が提供されること。

(iv) 援助の提供に関する裁量の利用により当該締約国の国有企業が優遇されること。

「公共サービスの任務」とは、締約国の政府の任務であつて、当該任務に従つて国有企業が当該締約国の領域内で直接又は間接にサービスを一般公衆に対して利用可能なものとするものをいう（注）。

注 一般公衆に対するサービスには、次のものを含む。

(a) 物品の頒布

(b) 一般的な社会資本サービスの提供

「ソブリン・ウェルス・ファンド」とは、締約国が所有し、又は持分を通じて支配している次のいずれにも該当する企業をいう。

(a) 特定目的の投資基金又は投資の枠組み（注）としての役割を専ら果たす企業であつて、締約国の金融資産を利用して資産運用、投資及び関連する活動を行うもの

注 締約国は、「枠組み」が「基金」に代わるものとして、資産を投資することができる根拠となる法的枠組みについて柔軟な解釈を認める用語であることを了解する。

(b) ソブリン・ウェルス・ファンド国際フォーラムの構成員又は二千八年十月にソブリン・ウェルス・

ファンド国際作業部会によって作成された一般的に認められている行動規範及び慣行（サンティアゴ原則）若しくは締約国が合意するその他の行動規範及び慣行を承認する企業

ソブリン・ウェルス・ファンドには、当該企業が完全に所有する事業体又は締約国が完全に所有するが当該企業が運営する事業体であつて、(a)に規定する活動のためにのみ設立される特定目的のものを含む。

「国有企業」とは、主として商業活動に従事する企業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 締約国が五十パーセントを超える株式を直接に所有する企業
- (b) 締約国が持分を通じて五十パーセントを超える議決権の行使を支配している企業
- (c) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業

#### 第十七・二条 適用範囲（注）

注 この章の規定の適用上、「金融サービス提供者」、「金融機関」及び「金融サービス」は、第十一・一条（定義）に規定するものと同一の意味を有する。

1 この章の規定は、締約国の国有企業及び指定独占企業の活動であつて、自由貿易地域において締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼすものについて適用する（注）。

注 この章の規定は、締約国の国有企業の活動であって、第十七・七条（悪影響）に規定する非締約国の市場において悪影響を及ぼすものについても適用する。

- 2 この章のいかなる規定も、締約国の中央銀行又は金融当局が、規制に係る活動若しくは監督活動を行うこと又は通貨政策及び関連する融資政策並びに外国為替政策を遂行することを妨げるものではない。
- 3 この章のいかなる規定も、締約国の金融規制機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体等の非政府機関を含む。）が、金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使することを妨げるものではない。

- 4 この章のいかなる規定も、締約国又はその公的企業若しくは国有企業が、破綻しつつある金融機関若しくは破綻した金融機関又は他の破綻しつつある企業若しくは破綻した企業であって主として金融サービスの提供に従事するものの破綻処理を目的とする活動を行うことを妨げるものではない。

- 5 この章の規定は、締約国のソブリン・ウェルス・ファンドについては、適用しない（注）。ただし、次の場合は、この限りでない。

注 マレーシアについては、国有企業改革に係る法令が整備中であることに照らして、この協定が同国について効力を生じた後二



年間、カザナ・ナショナル社が所有し、又は支配している企業に関しては、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。

(a) 第十七・六条（非商業的な援助） 1及び3の規定が、ソブリン・ウェルス・ファンドを通じて締約国が間接的に行う非商業的な援助について適用される場合

(b) 第十七・六条（非商業的な援助） 2の規定が、ソブリン・ウェルス・ファンドが行う非商業的な援助の提供について適用される場合

6 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国の独立年金基金

(b) 締約国の独立年金基金が所有し、又は支配している企業。ただし、次の場合は、この限りでない。

(i) 第十七・六条（非商業的な援助） 1及び3の規定が、独立年金基金が所有し、又は支配している企業に対して締約国が直接又は間接に行う非商業的な援助の提供について適用される場合

(ii) 第十七・六条（非商業的な援助） 1及び3の規定が、独立年金基金が所有し、又は支配している企業を通じて締約国が間接的に行う非商業的な援助の提供について適用される場合

7 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

8 この章のいかなる規定も、締約国の国有企業が当該締約国の政府の機能を遂行するために専ら当該締約国に対して物品又はサービスを提供することを妨げるものではない。

9 この章のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものではない。

(a) 公的企業又は国有企業を設立し、又は維持すること。

(b) 独占企業を指定すること。

10 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）、第十七・六条（非商業的な援助）及び第十七・十条（透明性）の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない（注）。

注 この10の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、サービス貿易一般協定における意味（該当する場合には、金融サービスに関する附属書における意味を含む。）と同一の意味を有する。

11 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)の規定は、締約国の国有企業又は指定独占企業が次の措置に基づいて物品又はサービスの購入及び販売を行う限度において、適用しない。

- (a) 締約国が、第九・十二条（適合しない措置） 1、第十・七条（適合しない措置） 1又は第十一・十条（適合しない措置） 1の規定に基づき、維持し、継続し、更新し、又は改正する適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの自国の表又は附属書Ⅲの自国の表の第A節に記載するもの
- (b) 締約国が、第九・十二条（適合しない措置） 2、第十・七条（適合しない措置） 2又は第十一・十条（適合しない措置） 2の規定に基づき、採用し、又は維持する適合しない措置の分野、小分野又は活動であつて、附属書Ⅱの自国の表又は附属書Ⅲの自国の表の第B節に記載するもの

#### 第十七・三条 委任された権限

各締約国は、自国の国有企業、公的企業及び指定独占企業に対して実施を指示し、又は委任した規制上、行政上その他の政府の権限についてこれらの企業が行使する場合には、これらの企業がこの協定に基づく当該締約国の義務に反しない態様で活動することを確保する（注）。

注 規制上、行政上その他の政府の権限の例としては、収用、免許の付与、商業取引の許可、割当て又は手数料その他の課徴金の賦課の権限が挙げられる。

#### 第十七・四条 無差別待遇及び商業的考慮

1 各締約国は、自国の各国有企業が、商業活動に従事する場合には、次のことを行うことを確保する(注)。

注 この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業が行う株式、出資その他の形態の購入又は販売については、適用しない。

(a) 物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること(当該国有企業がその公共サービスの任務の条件を(c)(ii)の規定に反しない態様で満たす場合を除く。)

(b) 物品又はサービスの購入に当たり、

(i) 他の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 自国の領域内の対象投資財産である企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家の投資財産である企業によって自国の領域内の関連市場において提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

- (c) 物品又はサービスの販売に当たり、
  - (i) 他の締約国の企業に対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
  - (ii) 自国の領域内の対象投資財産である企業に対し、自国の領域内の関連市場において、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家の投資財産である企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- 2 各締約国は、自国の各指定独占企業が次のことを行うことを確保する。
  - (a) その独占する物品又はサービスの関連市場における購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること（当該指定独占企業の指定に係る条件を(b)から(d)までの規定に反しない態様で満たす場合を除く。）。
  - (b) その独占する物品又はサービスの購入に当たり、
    - (i) 他の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇

を与えること。

(ii) 自国の領域内の対象投資財産である企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家の投資財産である企業によって自国の領域内の関連市場において提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(c) その独占する物品又はサービスの販売に当たり、

(i) 他の締約国の企業に対し、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 自国の領域内の対象投資財産である企業に対し、自国の領域内の関連市場において、自国、その他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家の投資財産である企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(d) その独占的地位を利用して、自国の領域内の非独占的な市場において締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす反競争的行為に直接又は間接に従事しないこと（当該指定独占企業がその親会社（政府である場合を含む。）、子会社又は当該締約国若しくは当該指定独占企業が所有する他の事業体と取引する

ことを通じてそのような反競争的行為に従事しないことを含む。)(注)。

注 締約国は、自国の一般的に適用される競争に関する国の法令、自国の経済活動を規制する法令その他の適当な措置の執行又は実施により、この(d)に定める要件を満たすことができる。

3 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)の規定は、国有企業又は指定独占企業が、商業的考慮に従って行うことを条件として、次のことを行うことを妨げるものではない。

- (a) 異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。
- (b) 物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。

#### 第十七・五条 裁判所及び行政機関

1 各締約国は、外国政府が所有し、又は持分を通じて支配している企業に対する民事請求について、自国の領域において行われる商業活動に基づき、管轄権を自国の裁判所に与える(注)。第一文の規定は、締約国が、外国政府が所有し、又は持分を通じて支配している企業でない企業に対する同様の請求について管轄権を与えない場合には、そのような請求について管轄権を与えることを当該締約国に要求するものと解してはならない。

注 この1の規定は、締約国が、外国政府が所有し、又は持分を通じて支配している企業に対する請求について、この1に規定する請求以外に自国の裁判所に対して管轄権を与えることを妨げるものと解してはならない。

2 各締約国は、自国が設立し、又は維持する行政機関であつて国有企業を規制するものが、その規制する企業（国有企業でない企業を含む。）に関して公平な態様で自己の規制上の裁量を行使することを確保する（注）。

注 行政機関が自己の規制上の裁量を行使するに当たつての公平性については、当該行政機関の慣行に照らして評価する。

### 第十七・六条 非商業的な援助

1 いずれの締約国も、自国の国有企業に対して直接又は間接に提供する（注1）次の事項に関する非商業的な援助によって、他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない（注2）。

注1 間接に提供することには、締約国が国有企業でない企業に対して非商業的な援助の提供を委託し、又は指示することを含まむ。

注2 この1及び2の規定の適用上、主張された悪影響については、非商業的な援助によつて及ぼされたことが立証されなければならない。したがつて、非商業的な援助については、適当な因果関係の帰属を確保するため、他の考えられる要因との関連に



において検討されなければならない。

- (a) 当該国有企業による物品の生産及び販売
  - (b) 自国の領域から他の締約国の領域への当該国有企業によるサービスの提供
  - (c) 他の締約国又はその他のいずれかの締約国の領域内の対象投資財産である企業を通じた当該他の締約国の領域内でのサービスの提供
- 2 各締約国は、自国の公的企業及び国有企業が、自国の国有企業に対して提供する次の事項に関する非商業的な援助によって、他の締約国の利益に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- (a) 当該国有企業による物品の生産及び販売
  - (b) 自国の領域から他の締約国の領域への当該国有企業によるサービスの提供
  - (c) 他の締約国又はその他のいずれかの締約国の領域内の対象投資財産である企業を通じた当該他の締約国の領域内でのサービスの提供
- 3 いずれの締約国も、次のいずれにも該当する場合には、他の締約国の領域内の対象投資財産である自国の国有企業に対して直接又は間接に提供する非商業的な援助によって、当該他の締約国の国内産業（注）

に対して損害を与えてはならない。

注 「国内産業」とは、同種の物品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該同種の物品の生産高の合計がその国内総生産高の主要な部分を占める国内生産者（この3に規定する非商業的な援助を受けている対象投資財産である国有企業を除く。）をいう。

(a) 当該非商業的な援助が当該他の締約国の領域における当該国有企業による物品の生産及び販売に関して提供されている場合

(b) 同種の物品が当該他の締約国の国内産業により当該他の締約国の領域において生産され、及び販売されている場合（注）

注 国内産業の確立の実質的な遅延の場合には、国内産業は、同種の物品を生産し、及び販売するに至っていないものと了解される。もつとも、この場合には、国内生産者となることが見込まれる者が同種の物品の生産及び販売を開始する実質的な約束を行った証拠が存在しなければならない。

4 締約国の領域において自国の国有企業によって提供されるサービスについては、悪影響を及ぼさないものとみなす（注）。

注 この4の規定は、サービス自体が非商業的な援助の形態をとるものについて適用するものと解してはならない。

## 第十七・七条 悪影響

1 前条（非商業的な援助）1及び2の規定の適用上、悪影響は、非商業的な援助の影響が次のものである場合に生ずる。

- (a) 当該非商業的な援助を受けた締約国の国有企業による物品の生産及び販売によって、当該締約国の市場への他の締約国からの同種の物品の輸入又は当該締約国の領域内の対象投資財産である企業が生産する同種の物品の当該締約国の市場における販売を代替し、又は妨げるもの
- (b) 当該非商業的な援助を受けた締約国の国有企業による物品の生産及び販売によって、次の販売又は輸入を代替し、又は妨げるもの
  - (i) 他の締約国の領域内の対象投資財産である企業が生産する同種の物品の当該他の締約国の市場における販売又はその他のいずれかの締約国からの同種の物品の当該他の締約国の市場への輸入
  - (ii) 他の締約国からの同種の物品の非締約国の市場への輸入
- (c) 当該非商業的な援助を受けた締約国の国有企業が生産し、及び販売する物品について、

- (i) 一の締約国の市場において当該物品が販売される場合には、その価格を他の締約国から輸入される同種の物品の同一の市場における価格若しくは当該一の締約国の領域内の対象投資財産である企業が生産する同種の物品の同一の市場における価格よりも著しく下回らせるもの又は同一の市場において価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ、若しくは販売を著しく減少させるもの
- (ii) 非締約国の市場において当該物品が販売される場合には、その価格を他の締約国から輸入される同種の物品の同一の市場における価格よりも著しく下回らせるもの又は同一の市場において価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ、若しくは販売を著しく減少させるもの
- (d) 当該非商業的な援助を受けた締約国の国有企業が提供するサービスによって、他の締約国の市場において当該他の締約国又はその他のいずれかの締約国のサービス提供者が提供する同種のサービスを代替し、又は妨げるもの
- (e) 当該非商業的な援助を受けた締約国の国有企業が他の締約国の市場において提供するサービスの価格について、当該他の締約国若しくはその他のいずれかの締約国のサービス提供者が提供する同種のサービスの同一の市場における価格よりも著しく下回らせるもの又は同一の市場において価格の上昇を著し

く妨げ、価格を著しく押し下げ、若しくは販売を著しく減少させるもの（注）

注 他の企業への資本参加の手段として非商業的な援助を受けた国有企業が株式、出資その他の形態の持分を購入し、又は販売することは、この1に規定する悪影響を生じさせるものと解してはならない。

2 1 (a)、(b)及び(d)の規定の適用上、物品又はサービスを代替し、又は妨げることは、相対的な市場占有率の著しい変化が同種の物品又はサービスにとって不利益となるように生じたことが立証される場合を含む。「相対的な市場占有率の著しい変化」には、次のことを含む。

(a) 締約国の国有企業の物品又はサービスの市場占有率が、著しく増加すること。  
(b) 締約国の国有企業の物品又はサービスの市場占有率が、非商業的な援助が存在しなかったとしたならば著しく減少したであろうという状況において、一定であること。

(c) 締約国の国有企業の物品又はサービスの市場占有率が、非商業的な援助が存在しなかったとした場合の速度よりも著しく遅い速度で、減少していること。

このような変化については、しかるべき代表的な期間であつて、関係する物品又はサービスの市場の推移の明確な傾向を立証するために十分な期間（この期間は、通常の場合には、少なくとも一年とする。）を

通じて明らかにしなければならない。

3 1(c)及び(e)の規定の適用上、価格を下回らせることには、国有企業の物品又はサービスの価格と同種の物品又はサービスの価格との比較によって立証される場合におけるものを含む。

4 3に規定する価格の比較については、商取引の同一の段階かつ同等な時点で行うものとし、価格の比較に影響を及ぼす要因に妥当な考慮を払う。取引の直接的な比較を行うことができない場合には、価格を下回らせることについては、他の合理的な基礎（物品の場合における単位当たりの価額の比較等）に基づいて立証することができる。

5 締約国が提供する次のいずれかに該当する非商業的な援助は、悪影響を及ぼさないものとみなす。

(a) この協定の署名前に提供する非商業的な援助

(b) この協定の署名前に制定された法令又は成立した契約に基づく義務に従って、この協定の署名後三年以内に提供する非商業的な援助

6 前条（非商業的な援助）1(b)及び2(b)の規定の適用上、締約国の領域内で主にサービスの提供に従事する国有企業への初期投資又は締約国の領域内で主にサービスの提供に従事する企業に対する当該締約国に

よる支配的な持分の取得は、悪影響を及ぼさないものとみなす。

#### 第十七・八条 損害

- 1 第十七・六条（非商業的な援助）3の規定の適用上、「損害」とは、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいう。実質的な損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、関連する要因（非商業的な援助を受けた対象投資財産による生産量、このような対象投資財産による生産が、国内産業が生産し、及び販売する同種の物品の価格に及ぼす影響並びにこのような対象投資財産による生産が同種の物品を生産する国内産業に及ぼす影響を含む。）の客観的な検討に基づいて行う（注）。

注 非商業的な援助及び損害に関する検討の期間は、合理的に定めるものとし、パネルにおける手続の開始の日にできる限り近い日に終了する。

- 2 非商業的な援助を受けた対象投資財産による生産量については、当該生産量が絶対量において又は損害が発生したとされる締約国の領域における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したかどうかを考慮する。そのような対象投資財産による生産が価格に及ぼす影響については、当該対象投資財産が生

産し、及び販売する物品の価格が国内産業が生産し、及び販売する同種の物品の価格を著しく下回るものであるかどうか又はそのような対象投資財産による生産により価格が著しく押し下げられているかどうか若しくはそのような生産がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかどうかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3 非商業的な援助を受けた対象投資財産が生産し、及び販売する物品が国内産業に及ぼす影響についての検討には、当該国内産業の状態に係る有する全ての経済的な要因及び指標（生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益又は稼働率の現実の及び潜在的な低下、国内価格に影響を及ぼす要因、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力又は投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響並びに農業については政府の助成制度に対する負担の増大の有無を含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、全てを網羅するものではなく、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

4 対象投資財産が生産し、及び販売する物品が、非商業的な援助の及ぼす影響（注）によりこの条に定義



する損害を与えていることについては、立証されなければならない。当該対象投資財産が生産し、及び販売する物品と国内産業に対する損害との因果関係の立証は、全ての関連する証拠の検討に基づくものとする。対象投資財産が生産する物品以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討されるものとし、これらの要因による損害の責めを非商業的な援助を受けた対象投資財産が生産し、及び販売する物品に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、市場における同種の物品の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

注 2及び3に規定するところによる。

5 実質的な損害のおそのれ決定は、事実に基づくものとし、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならず、特別の注意をもって検討される。対象投資財産への非商業的な援助が損害を与える事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならぬ。実質的な損害のおそのれ存在に関する決定を行うに当たっては、関連する要因を考慮するものとし（注）、考慮される要因が、全体として、対象投資財産が生産する物品の追加的な供給が差し迫ってお

り、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるといふ結論を導くかどうかを検討しなければならぬ。

注 第二十八章（紛争解決）の規定に従って設立されるパネルは、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たり、特に、次のような要因を考慮すべきである。

- (a) 非商業的な援助の性格及び当該非商業的な援助によって生ずることのある貿易上の影響
- (b) 対象投資財産による国内市場における販売の著しい率による増加であつて、当該販売が相当に増加する可能性を示すもの
- (c) 対象投資財産の生産能力の十分な余力又は当該対象投資財産の生産能力の差し迫つた、かつ、相当な増加であつて、当該対象投資財産による物品の生産が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な生産を吸収することができる輸出市場の存在に考慮を払う。
- (d) 対象投資財産が販売する物品の価格が同種の物品の価格を著しく押し下げ、又はその上昇を著しく妨げる影響を有するかどうか。

- (e) 同種の物品の在庫

## 第十七・九条 締約国別の附属書

1 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）及び第十七・六条（非商業的な援助）の規定は、締約国が附属書IVの自国の表に掲げる国有企業又は指定独占企業によるこれらの規定に適合しない活動については、同表に定める条件に従って適用しない。

2 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）、第十七・五条（裁判所及び行政機関）、第十七・六条（非商業的な援助）及び次条（透明性）の規定は、附属書十七ーD（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）に掲げる締約国の国有企業又は指定独占企業については、適用しない。

3 (a) シンガポールについては、附属書十七ーE（シンガポール）の規定を適用する。

(b) マレーシアについては、附属書十七ーF（マレーシア）の規定を適用する。

#### 第十七・十条 透明性（注1、注2）

注1 この条の規定は、ブルネイ・ダルサラーム国については、附属書IVのブルネイ・ダルサラーム国の表の留保事項四に掲げる企業であつて、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するものに関しては、適用しない。

注2 この条の規定は、ベトナムについては、次に掲げる企業に関しては、適用しない。

(a) 附属書IVのベトナムの表の留保事項八に掲げる企業であつて、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するもの。た

だし、当該留保事項が適用されなくなるまでに限る。

(b) 附属書IVのベトナムの表の留保事項十に掲げる企業であつて、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するもの

1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後六箇月以内に、自国の国有企業の一覧を他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし、その後は、当該一覧を毎年更新する（注1、注2）。

注1 この1の規定は、ブルネイ・ダルサラーム国については、この協定が同国について効力を生ずる日から五年間、適用しない。同国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、その商業活動から得る年間の収益が過去三年のうちいずれか一年において五億特別引出権（SDR）を超える自国の国有企業の一覧を他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。ブルネイ・ダルサラーム国は、その後は、第二文に定める義務に代わつてこの1に規定する義務が適用されるまでの間、当該一覧を毎年更新する。

注2 この1の規定は、ベトナム及びマレーシアについては、この協定がベトナム及びマレーシアについてそれぞれ効力を生ずる日から五年間、適用しない。ベトナム及びマレーシアは、この協定がベトナム及びマレーシアについてそれぞれ効力を生ずる日の後六箇月以内に、その商業活動から得る年間の収益が過去三年のうちいずれか一年において五億SDRを超える自国の国

有企業の一覧を他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。ベトナム及びマレーシアは、その後は、第二文に定める義務に代わってこの1に規定する義務が適用されるまでの間、当該一覧を毎年更新する。

2 各締約国は、独占企業の指定又は既存の独占企業による独占の範囲の拡大及び指定の条件を他の締約国に速やかに通報し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする（注）。

注 この2から4までの規定は、ベトナムについては、附属書IVのベトナムの表の留保事項九に掲げる企業であつて、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するものに関しては、適用しない。

3 締約国は、他の締約国の書面による要請があるときは、国有企業又は政府の独占企業に関する次の情報を速やかに提供する。ただし、当該要請が、これらの企業の活動がどのように締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含む場合に限る。

(a) これらの企業について当該締約国又はその国有企業若しくは指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合

(b) 当該締約国又はその国有企業若しくは指定独占企業が保有する特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利がこれらの企業の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）に関する

## 概要

- (c) これらの企業の役員又は取締役会の構成員として勤務している政府職員の官職
  - (d) 情報が入手可能なこれらの企業の最近の三年間の年間の収益及び資産総額
  - (e) 当該締約国の法令に基づいてこれらの企業に適用される適用除外及び免除
  - (f) これらの企業に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告及び第三者による監査を含む。）であつて、当該書面による要請において求められているもの
- 4 締約国は、他の締約国の書面による要請があるときは、非商業的な援助の提供について定める政策又は制度であつて、自国が採用し、又は維持しているものに関する情報を書面により速やかに提供する。ただし、当該要請が、当該政策又は制度がどのようにに締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼすか又は影響を及ぼすおそれがあるかに関する説明を含む場合に限る。
- 5 締約国が4の規定に従つて要請に回答する場合には、当該締約国が提供する情報は、当該要請を行った締約国が、政策又は制度の運用を理解し、当該政策又は制度を評価し、及び当該政策又は制度が締約国間の貿易又は投資に及ぼす影響又は影響のおそれを評価することができるように十分に明確なものとす。

要請に回答する締約国は、その回答に次の情報を含むことを確保する。

- (a) 当該政策又は制度に基づいて提供される非商業的な援助の形態（例えば、贈与又は貸付け）
- (b) 非商業的な援助を提供する政府機関、国有企業又は公的企業の名称及び非商業的な援助を受けた国有企業又は受ける資格を有する国有企業の名称
- (c) 非商業的な援助について定める政策又は制度の法的根拠及び政策目的
- (d) 物品に関しては、物品の単位当たりの非商業的な援助の額又はこれを示すことが可能でない場合には非商業的な援助の総額若しくは非商業的な援助のための年間の予算額（可能な場合には、前年における物品の単位当たりの額の平均を示すことができるもの）
- (e) サービスに関しては、非商業的な援助の総額又は非商業的な援助のための年間の予算額（可能な場合には、前年における総額を示すことができるもの）
- (f) 貸付け又は債務保証による非商業的な援助について定める政策又は制度に関しては、貸付け又は保証される債務の額、利率及び徴収される手数料
- (g) 物品又はサービスの提供による非商業的な援助について定める政策又は制度に関しては、代金が請求

される場合には当該代金

(h) 出資による非商業的な援助について定める政策又は制度に関しては、投資の額、受領した株式の数及び銘柄並びに当該投資の決定に際して実施された評価

(i) 政策若しくは制度の期間又は当該政策若しくは制度に係る他の期限

(j) 非商業的な援助が締約国間の貿易又は投資に及ぼす影響を評価することができる統計資料

6 締約国は、自国が4に規定する政策又は制度を採用していない又は維持していないと認める場合には、要請を行った締約国にその旨を書面により通報する。

7 5に規定する関連事項が書面による回答において取り扱われていない場合には、当該書面による回答において、その説明を提供しなければならない。

8 締約国は、5及び7の規定に基づく情報の提供が4の規定に基づく要請の対象となった非商業的な援助の法的地位又はこの協定の下で当該非商業的な援助が及ぼす影響を予断するものではないことを認める。

9 締約国がこの条の規定に基づく要請に従って書面により情報を提供し、及び当該情報を秘密のものであると認める旨を当該要請を行った締約国に通報する場合には、当該要請を行った締約国は、当該情報を提



供する締約国の事前の同意なしに当該情報を開示してはならない。

#### 第十七・十一条 技術協力

締約国は、適当な場合には、利用可能な資源の範囲内で、次の活動を含む相互に合意する技術協力を行う。

- (a) 自国の国有企業の企業統治及び運営の改善における締約国の経験に関する情報の交換
- (b) 国有企業と私有企業との間の対等な競争条件を確保するための政策上の取組（競争上の中立性に関する政策を含む。）に関する最良の慣行の共有

- (c) 国有企業の企業統治及び運営に関連する技術的な情報及び専門知識の共有のための国際的なセミナー、研究集会その他の適当な場の開催

#### 第十七・十二条 国有企業及び指定独占企業に関する小委員会（注）

注 この条の規定は、ベトナムについては、次に掲げる企業に関しては、適用しない。

- (a) 附属書IVのベトナムの表の留保事項八に掲げる企業であって、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するもの。ただし、当該留保事項が適用されなくなるまでの間に限る。

- (b) 附属書IVのベトナムの表の留保事項十に掲げる企業であつて、当該留保事項に規定する適合しない活動に従事するもの
- 1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る国有企業及び指定独占企業に関する小委員会（以下この条において「国有企業等小委員会」という。）を設置する。
- 2 国有企業等小委員会には、次のことを含む。
  - (a) この章の規定の運用及び実施について見直し及び検討を行うこと。
  - (b) 締約国の要請により、この章の規定の下で生ずる事項について協議すること。
  - (c) 自由貿易地域においてこの章に定める規律の基礎となる原則を促進し、並びに二以上の締約国が参加する他の地域機関及び多数国間機関における同様の規律の発展に貢献するため、適当な場合には、協同の努力を發展させること。
  - (d) 国有企業等小委員会が決定する他の活動を行うこと。
- 3 国有企業等小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に会合し、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、その後少なくとも毎年一回会合する。

## 第十七・十三条 例外

- 1 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）又は第十七・六条（非商業的な援助）のいかなる規定も、
  - (a) 国家的又は世界的な経済上の緊急事態に一時的に対応するための措置を締約国が採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。
  - (b) 国家的又は世界的な経済上の緊急事態に対応して当該緊急事態の間一時的に締約国が採用し、又は実施した措置の対象となる国有企業に適用するものと解してはならない。
- 2 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）1の規定は、政府の任務に従って国有企業が提供する金融サービスが次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
  - (a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、このような金融サービスが次のいずれかのものに該当する場合に限る。
    - (i) 商業的な融資を代替することを意図するものではないもの
    - (ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

（注）

注 商業的な市場において同等の金融サービスが提供されない場合には、

(a) この2(a)(ii)及び(b)(ii)並びに3(a)(ii)及び(b)(ii)の規定の適用上、国有企業は、商業的な市場においてそのような金融サービスが提供されるであろう条件の基準を立証するため、必要に応じ、入手可能な証拠に依拠することができる。

(b) この2(a)(i)及び(b)(i)並びに3(a)(i)及び(b)(i)の規定の適用上、金融サービスの提供は、商業的な融資を代替することを意図するものではないものとみなす。

(b) 締約国の領域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、このような金融サービスが次のいずれかのものに該当する場合に限る。

(i) 商業的な融資を代替することを意図するものではないもの

(ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの

(c) アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、このような金融サービスがアレンジメントの適用対象である場合に限る。

3 政府の任務に従って国有企業が提供する金融サービスは、そのような金融サービスを提供される締約国が当該金融サービスを提供するために現地における拠点を要求する場合において、次のいずれかに該当するときは、第十七・六条（非商業的な援助）1(b)及び2(b)並びに1(c)及び2(c)の規定による悪影響を及ぼ

すものではないとみなす（注）。

注 この3の規定の適用上、金融サービスを提供される国が、当該金融サービスを提供するために現地における拠点を要求する場合には、対象投資財産である企業によるこの3に規定する金融サービスの提供は、悪影響を及ぼすものではないとみなす。

- (a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、このような金融サービスが次のいずれかのものに該当する場合に限る。
- (i) 商業的な融資を代替することを意図するものではないもの
  - (ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの
- (b) 締約国の領域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、このような金融サービスが次のいずれかのものに該当する場合に限る。
- (i) 商業的な融資を代替することを意図するものではないもの
  - (ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの
- (c) アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、このような金融サービスがアレンジメントの適用対象である場合に限る。

4 第十七・六条（非商業的な援助）の規定は、締約国の領域外に所在する企業であつて、2及び3に規定する金融サービスの提供に係る当該締約国の国有企業が行う債務の不履行又は保険金請求への支払に関連する差押え又は類似の行為の結果、当該国有企業が一時的に所有を引き継いだものについては、適用しない。ただし、当該企業の一時的な所有の期間中に当該締約国又はその公的企業若しくは国有企業が当該企業に提供する援助が、第一文に規定する国有企業の投資を回収するため、当該企業を最終的に売却する結果となる再編又は清算の計画に従つて提供される場合に限る。

5 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）、第十七・六条（非商業的な援助）、第十七・十条（透明性）及び前条（国有企業及び指定独占企業に関する小委員会）の規定は、国有企業又は指定独占企業であつて、その商業活動から取得する年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において附属書十七ーA（基準額の算定）の規定に従つて算定される基準額を下回るものについては、適用しない（注1、注2）。

注1 締約国が第二十八・五条（協議）の規定に従つて行われる協議の期間中にこの5に規定する例外を援用する場合には、協議

国は、当該協議の期間中に当該例外の適用に関する意見の相違を解決するため、当該国有企業又は指定独占企業が過去三会計

年度においてその商業活動から取得する年間の収益について入手可能な証拠を交換し、これらについて協議すべきである。

注2 この5の規定にかかわらず、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）及び第十七・六条（非商業的な援助）の規定は、

この協定がブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア又はベトナムについて効力を生ずる日の後五年間、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア又はベトナムの国有企業又は指定独占企業の商業活動から得る年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において五億SDRを下回る場合には、当該国有企業又は指定独占企業については、それぞれ適用しない。

#### 第十七・十四条 追加的な交渉

締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に、附属書十七ーC（追加的な交渉）の規定に従ってこの章の規律の適用を拡大することについて追加的な交渉を行う。

#### 第十七・十五条 情報を収集するための過程

附属書十七ーB（国有企業及び指定独占企業に関する情報を収集するための過程）の規定は、締約国の第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）又は第十七・六条（非商業的な援助）の規定との適合性に関する第二十八章（紛争解決）の規定に基づくいかなる紛争についても、適用する。

附属書十七ーA 基準額の算定

1 第十七・十三条(例外) 5に定める基準額は、この協定の効力発生の日において、二億特別引出権(SDR)とする。

2 基準額は、一月一日に有効となるように三年ごとに調整する。その最初の調整は、この協定の効力発生の後の最初の一月一日にこの附属書に定める計算式に従って行う。

3 基準額は、一般的な価格水準の変化に応じ、SDRの構成通貨でのインフレーション率を使用して調整し、及びその調整が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDRの構成通貨での国内総生産(GDP)デフレーター<sup>1</sup>の累積変化率の加重合計として、次の数式を使用して算定する。

$$T_1 = \left( 1 + \left( \sum w_i^{SDR} \cdot \prod_i^{SDR} \right) \right) T_0$$

この場合において、

$T_0$  = 基準期間の基準額



$T_1$  調整後の新たな基準額

$w_i^{SDR}$  SDRを構成する通貨*i*の固定された構成比（調整が有効となる年の前年の六月三十日現在）

$\Pi_i^{SDR}$  調整が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDRを構成する通貨*i*でのGD  
Pデフレーターの累積変化率

4 各締約国は、基準額を自国の通貨単位に換算する。その換算率は、当該基準額が有効となる年の前年の六月三十日までの三年間におけるSDR表示での当該締約国の通貨の月別の価値の平均とする。各締約国は、自国の通貨で適用される基準額を他の締約国に通報する。

5 この章の規定の適用上、全てのデータは、国際通貨基金の国際金融統計のデータベースから得る。

6 締約国は、SDRとの関係において自国の通貨について生じた重大な変化がこの章の規定の適用に関して重要な問題を引き起こすとした場合には、協議を行う。

## 附属書十七―B 国有企業及び指定独占企業に関する情報を収集するための過程

1 紛争当事国は、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）又は第十七・六条（非商業的な援助）の規定の下で生ずる申立てを検討するために第二十八章（紛争解決）の規定に基づきパネルが設置された場合には、2から4までの規定に定めるところにより、当該申立てに関連する情報であつて容易に入手することができないものを入手するため、書面による質問及び回答を交換することができる。

2 一の紛争当事国（以下この附属書において「質問締約国」という。）は、他の紛争当事国（以下この附属書において「回答締約国」という。）に対し、パネルが設置された日から十五日以内に、書面による質問を提出することができる。回答締約国は、質問締約国に対し、当該質問を受領した日から三十日以内に、当該質問に対する回答を提出する。

3 質問締約国は、回答締約国に対し、最初の質問に対する回答を受領した日から十五日以内に、書面による補足の質問を提出することができる。回答締約国は、質問締約国に対し、補足の質問を受領した日から三十日以内に、当該補足の質問に対する回答を提出する。

4 質問締約国は、回答締約国がこの附属書の規定に基づく情報を収集するための過程において協力しなかったと認める場合には、パネル及び回答締約国に対し、質問締約国の最後の質問に対する回答の期限となる日から三十日以内に、書面により通報し、及びそのように認める根拠を提出する。当該パネルは、回答締約国に対し、書面による回答の機会を提供する。

5 紛争当事国は、この附属書の規定に基づく手続に従って書面による質問又は回答を他の紛争当事国に提出する場合には、同一の日に当該質問又は回答をパネルに対して提出する。紛争当事国は、パネルが構成されていない場合には、他の紛争当事国に提出した質問又は回答をパネルが構成された後速やかに当該パネルに提出する。

6 回答締約国は、第二十七・二条（委員会の任務）1(f)の規定に従って定める手続規則又は紛争当事国によつて合意される他の手続規則の手続に従い、自国の回答における情報を秘密の情報として指定することができる。

7 2から4までの規定に定める期間は、紛争当事国の合意又はパネルの承認により修正することができる。

8 パネルは、回答締約国が情報を収集するための過程において協力しなかったかどうかを決定するに当たり、質問の合理性並びに回答締約国が当該質問に対して協力的及び適時に回答するために行った努力を考慮する。

9 パネルは、事実認定を行い、及び最初の報告書を作成するに当たり、情報を収集するための過程において回答締約国の協力が無いという事実に基づいて回答締約国に不利益な推定を行うべきである。

10 パネルは、情報を収集するための過程において必要とされる場合には、第二十八章（紛争解決）に定める最初の報告書を発出する期間を超えることができる。

11 パネルは、情報を収集するための過程を通じてパネルに提供されなかった情報が紛争を解決するために必要であると認める場合には、当該情報を追加で紛争当事国から求めることができる。もつとも、パネルは、そのような情報が、回答締約国の立場を支持するものであり、及び情報を収集するための過程において回答締約国が協力しなかった結果として記録に記載されていないものである場合には、当該記録を完成するために情報を追加で要請してはならない。

附属書十七ーC 追加的な交渉

締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に、次の規律の適用を拡大することについて追加的な交渉を行う。

- (a) 地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業の活動であつて、附属書十七ーD（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）の締約国の表に掲げられているものに対するこの章の規律
- (b) 国有企業によるサービスの提供により非締約国の市場において生ずる影響に対処する第十七・六条（非商業的な援助）及び第十七・七条（悪影響）の規定の規律

附属書十七ーD 地方の国有企業及び指定独占企業についての適用

第十七・九条（締約国別の附属書） 2の規定に従い、次に掲げる規定における義務は、地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業については、適用しない（注）。

注 この附属書の規定の適用上、「地方政府」とは、締約国の地域政府及び地方政府をいう。

- (a) オーストラリアについては、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a)及び(b)
  - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iii) オーストラリアの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a)及び2 (a)
  - (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)
  - (v) 第十七・十条（透明性） 1
- (b) カナダについては、

- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
  - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
  - (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iv) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
  - (v) 対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
  - (vi) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
  - (vii) 第十七・六条（非商業的な援助） 3
  - (viii) 第十七・十条（透明性） 1
  - (ix) 地方政府が採用し、又は維持する政策又は制度については、第十七・十条（透明性） 4
- (c) チリについては、
- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)

- (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
  - (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iv) チリの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
  - (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
  - (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (d) 日本国については、
- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1
  - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iii) 次の物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
    - A 日本国の領域内の他の締約国の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の国有企業による生産及び販売
    - B 他の締約国の領域内のその他のいずれかの締約国の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の



物品と競争を行う物品の対象投資財産である国有企業による生産及び販売

- (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)
- (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 3
- (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (e) マレーシアについては、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）
  - (ii) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
  - (iii) マレーシアの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a)及び2 (a)
  - (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b)及び(c)並びに2 (b)及び(c)
  - (v) 第十七・十条（透明性）
- (f) メキシコについては、

- (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
- (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
- (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
- (iv) メキシコの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (vi) 第十七・十条（透明性）
- (g) ニュージーランドについては、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1
  - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iii) ニュージーランドの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
  - (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)

- (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 3
- (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (h) ペルーについては、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a) 及び (b)
  - (ii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
  - (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
  - (iv) ペルーの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
  - (v) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
  - (vi) 第十七・十条（透明性） 1
- (i) アメリカ合衆国については、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (a)
  - (ii) 物品又はサービスの購入については、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (b)

- (iii) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1 (c) (i)
- (iv) 地方政府が指定する指定独占企業については、第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 2
- (v) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
- (vi) アメリカ合衆国の領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (vii) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (viii) 第十七・十条（透明性） 1
- (j) ベトナムについては、
  - (i) 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）
  - (ii) 地方政府が設立し、又は維持する規制権限を有する行政機関については、第十七・五条（裁判所及び行政機関） 2
  - (iii) ベトナムの領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び

- 販売については、第十七・六条（非商業的な援助） 1 (a) 及び 2 (a)
- (iv) 第十七・六条（非商業的な援助） 1 (b) 及び (c) 並びに 2 (b) 及び (c)
- (v) 第十七・十条（透明性）

## 附属書十七ーE シンガポール

- 1 シンガポール又は同国のソブリン・ウェルス・ファンド（注）のいずれも、この章の規定に適合する態様により行動をとる場合を除くほか、同国のソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業の決定を指示し、又は当該決定に影響を及ぼすための行動（当該国有企業に対する権利又は持分の行使を通じて行うものを含む。）をとってはならない。ただし、同国又は同国のソブリン・ウェルス・ファンドは、その所有し、又は支配している国有企業に対し、同章の規定に反しない態様で、持分を通じて議決権を行使することができる。

注 この章の規定の適用上、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドには、有限会社GIC及び有限会社テマセク・ホールディングスが含まれる。有限会社テマセク・ホールディングスは、その資産の法的所有者である。

- 2 第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮） 1の規定は、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業については、適用しない。

- 3 第十七・六条（非商業的な援助） 2の規定は、シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドが所有

し、又は支配している国有企業については、適用しない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) シンガポール又は同国のソブリン・ウェルス・ファンドが、第十七・六条（非商業的な援助）2の規定の違反とされる行為に先立つ五年間の期間において、

(i) 国有企業の最高経営責任者又はその他の経営幹部の過半数を任命している（注）場合

注 この(i)及び(ii)の規定の適用上、その任命には、当該任命が当該五年間の期間の前に行われた任命であって、その在任期間が当該五年間の期間に重なるものを含む。

(ii) 国有企業の取締役会の構成員の過半数を任命している場合（注）

注 取締役会の構成員の選出を承認するために株主の議決権を行使することのみで、当該取締役会の構成員の任命を構成するものではない。

(iii) 国有企業の経営上の判断を積極的に指示し、及び支配するため、この章に定める義務に反する態様で、国有企業における法的な権利を行使するための行動をとった場合

(b) 国有企業が、法令、政府の政策その他措置に基づき、

(i) 他の国有企業に対して非商業的な援助を提供することを要求されている場合

- (ii) 自らの商業上の購入又は販売について決定することを要求されている場合
- 4 シンガポールは、自国のソブリン・ウェルス・ファンドが所有し、又は支配している国有企業に関し、次のいずれかに該当する場合には、第十七・十条（透明性） 1の規定を遵守しているものとみなされる。
  - (a) シンガポールが、当該国有企業を所有するソブリン・ウェルス・ファンドの年次報告を他の締約国に提供し、又は公式ウェブサイト上で公に入手可能なものとする場合
  - (b) 当該国有企業のいずれの種類の有価証券も、国際的に認められた証券監督者の団体（証券監督者国際機構を含む。）の構成員が規制する証券取引所に上場されている場合
  - (c) 当該国有企業が、国際的に認められた財務上の報告基準（国際財務報告基準を含む。）に基づき、年次財務報告を提出する場合



附属書十七ーF マレーシア

プルモダラン・ナショナル社

- 1 この章に定める義務は、プルモダラン・ナショナル社又は同社が所有し、若しくは支配している企業については、適用しない。ただし、同社が次の条件を満たす場合に限る。
  - (a) 専ら次のいずれかに該当する活動に従事すること。
    - (i) 公衆による貯蓄及び投資を奨励し、並びに国家的課題を推進する目的で、集団投資計画に係る公衆のための制度について、当該制度の拠出者及びその受益者である自然人の利益のためにのみ運用し、又は提供する活動
    - (ii) これらの制度の資産を投資する活動
  - (b) (a)に規定する自然人に対して受託者としての義務を負うこと。
  - (c) マレーシア政府からの投資の指示（注）を受けないこと。

注 (a) マレーシア政府からの投資の指示には、リスク管理及び資産配分に関する同国政府の一般的な指導であって、通常の投資

の慣行に反しないものを含まず、並びに(b)当該指示は、プルモダラン・ナショナル社の取締役会又は投資委員会における同国の政府職員の存在のみによって示されるものではない。

2 1の規定にかかわらず、第十七・六条（非商業的な援助）1及び3の規定は、マレーシアが行う次のことについて適用する。

(a) プルモダラン・ナショナル社が所有し、又は支配している企業に対して非商業的な援助を直接又は間接に提供すること（注）。

注 この附属書の規定の適用上、非商業的な援助には、マレーシアが、抛出者から収集された資金を当該抛出者及びその受益者に代わって行われる投資のためにプルモダラン・ナショナル社に対して移転すること含まない。

(b) プルモダラン・ナショナル社が所有し、又は支配している企業を通じて非商業的な援助を間接に提供すること。

### 巡礼基金

3 この章に定める義務は、巡礼基金又は同基金が所有し、若しくは支配している企業については、適用しない。ただし、同基金が次の条件を満たす場合に限る。

- (a) 専ら次のいずれかに該当する活動に従事すること。
  - (i) 次の目的で、個人の貯蓄及び投資の制度について、当該制度の拠出者及びその受益者である自然人の利益のためにのみ運用し、又は提供する活動
    - (A) イスラム教徒である個々の受益者が、イスラム教で認められる投資活動にその貯蓄を投資することにより、巡礼中の経費に充てることができるようにすること。
    - (B) 様々な施設及びサービスを提供することにより、巡礼中の巡礼者について、その利益を保護し、及び擁護し、並びにその福祉を確保すること。
  - (ii) これらの制度の資産を投資する活動
- (b) (a)に規定する自然人に対して受託者としての義務を負うこと。
- (c) マレーシア政府からの投資の指示（注）を受けないこと。

注 (a)マレーシア政府からの投資の指示には、リスク管理及び資産配分に関する同国政府の一般的な指導であって、通常の投資の慣行に反しないものを含まず、並びに(b)当該指示は、巡礼基金の取締役会又は投資委員会における同国の政府職員の存在のみによって示されるものではない。

4 3の規定にかかわらず、第十七・六条（非商業的な援助）1及び3の規定は、マレーシアが行う次のことについて適用する。

(a) 巡礼基金（注）が所有し、又は支配している企業に対して非商業的な援助を直接又は間接に提供すること。

注 この附属書の規定の適用上、非商業的な援助には、マレーシアが、拠出者から収集された資金を当該拠出者及びその受益者に代わって行われる投資のために巡礼基金に対して移転することを含まない。

(b) 巡礼基金が所有し、又は支配している企業を通じて非商業的な援助を間接に提供すること。